

愛知学院大学短期大学部欠席学生への学習支援の方針

愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）では、欠席した学生で希望する者には欠席授業時の配付資料を渡し、課題提出の締切期限等重要事項を伝達して、自学自習による学びを支援する。また、特別な事情により授業を欠席した学生に対しては、希望する者に対して以下のような学習支援を行う。

（特別な事情）

- (1)「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、学生が裁判員又は裁判員候補者としての職務を果たすことによる欠席
- (2)課外活動(試合・公演など)による欠席
- (3)就職活動(採用試験、内定式、内定後の研修などで日程が確定しており、個人的に調整できない場合)による欠席
- (4)学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患し、出席停止による欠席
- (5)配偶者及び3親等内の親族の忌引きによる欠席
- (6)自然災害等による欠席のうち、学科長が特別に配慮の必要があると認めた場合
- (7)公共交通機関の事故・故障などによる不通もしくは遅延による欠席
- (8)「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、学生が骨髄バンクのドナー候補として検査、面談、入院等を行うことによる欠席
- (9)病気・けが・交通事故による欠席
- (10) (1)から(9)までに定める事由を除くほか、教学委員会の議を経て、学科長が特別に配慮の必要があると認めた場合
ただし、緊急の場合は、学科長が判断し、事後に教学委員会の承認を得るものとする。

（特別な事情で授業を欠席した学生への学習支援）

特別な事情で授業を欠席した学生に対して授業担当教員は、欠席時の授業内容の自学自習ができるように、希望する者に可能な限り以下のような学習支援をする。

- (1)授業で配付した資料の提供
- (2)授業範囲の確認および授業ポイントの説明、あるいは授業の動画の提供
- (3)自習内容の指示
- (4)欠席期間中に課題や小テスト等が実施された場合の指示 等